

1 具体例の検証

- (1) 港湾・空港機能の強化及び新潟駅・新潟空港・佐渡汽船間のアクセスの改善
- (2) 災害時・危機管理対策（特別高度救助隊）
- (3) 都市基盤整備（まちづくり）
- (4) 住環境の整備

港湾・空港機能の強化

新潟駅・新潟空港・佐渡汽船間 のアクセスの改善

- 港湾及び空港管理と利用促進のあり方
- 港湾管理とまちづくりとの連携
- 拠点間アクセスの向上

現状及び課題(その1)

【現状(管理形態)】

<港湾>

- ◆ 新潟港は、新潟県が港湾管理者として、管理・計画作成・整備などを実施
- ◆ 港湾管理者の多くは広域自治体だが、基礎自治体や一部事務組合(特別地方公共団体)、港湾法に基づく港務局(ポートオーソリティ)による管理が行われている港も存在

<空港>

- ◆ 新潟空港は国管理の拠点空港の一つであり、空港本体は国、ターミナルビルは第三セクター、駐車場は財団法人による管理
- ◆ 国や空港会社が設置する拠点空港は全国28箇所、地方管理空港は全国54箇所、供用空港・その他の空港は全国16箇所



【課題】

- 現在有している機能を最大限に発揮できているのか
- ポテンシャルの強化や利用者の利便性から、現行の管理形態が最適と言えるのか

現状及び課題(その2)

【現状(利用促進)】

<港湾>

- ◆ 新潟港の利用促進に向けたポートセールスは、新潟県と新潟市などで同様の施策を実施
- ◆ 新潟県では、港湾振興課で実施
- ◆ 新潟市では、企業立地・ポートセールス課、港湾空港課で実施
- ◆ また、(社)新潟港振興協会(市役所内に事務局が存在)とも協働

<空港>

- ◆ 新潟空港の利用促進に向けては、新潟県及び新潟市を中心とした各種協議会などで、定期路線維持支援や空港利用圏域拡大などに取組

【課題】

- 利用促進施策が、効果的・効率的に行われているのか

現状及び課題(その3)

【現状(まちづくり連携)】

＜港湾＞

- ◆ 物流や交流拠点などの港本来の機能に加え、最近では港湾施設や周辺部を利用したまちづくりや地域活性化など、地域資源としての活用が求められている
- ◆ 港湾に関連する土地利用権限は次のとおり

決定・指定等の内容	新潟県(港湾管理者)	新潟市	国
港湾計画	策定		審査(基本計画との整合) 諮問(交通政策審議会)
分区(臨港地区内)	指定		
地域地区(臨港地区) ※(臨港地区以外)	案策定 ※一	決定 ※案策定・決定	同意 ※一

【課題】

- 市街地に近接している新潟西港は、景観やにぎわいの創出など、市街地との一体性も必要ではないか
- 港湾管理者(新潟県)とまちづくりの主体(新潟市)が異なることで問題は生じていないのか
 - 新潟市が主体的に行った「ピア万代」の好例をどう考えるか

現状及び課題(その4)

【現状(アクセス改善)】

<港湾>

- ◆ 新潟駅－佐渡汽船(万代島)については、「新潟市新たな交通システム導入検討委員会」において検討された経緯があるが、西港、東港へのアクセスも含め具体的な検討には至っていない

<空港>

- ◆ 新潟駅－空港間のアクセスにおける短期的な改善施策として、県市共同で新潟駅－空港リムジンバスを新たに運行している
- ◆ 中長期的な改善施策について、県が主体となって軌道系アクセスの実現に向けた課題の整理など検討を進めているが、事業費や採算性などの問題から進展していない
- ◆ 他方、県内遠隔地や他県からのアクセス性を高める検討を県が始めた

【課題】

- 市域内交通と拠点間アクセスの双方の観点があることから、県・市双方で改善に向けて取り組んでいるが、抜本的な解決には至っていない

論点及び課題解決に向けて想定される方向性

【論点】

- 県都である新潟市に集中している港湾・空港等のインフラの拠点性をさらに高めるためには、各種施策推進の体制や権限はどうあるべきか
- 現在の硬直的な役割分担を見直すべきでないか
- 国・県・市町村・民間等の連携だけで本当に解決可能なのか

【課題解決に向けて想定される方向性】

- 国・県・市町村のみならず、民間等も含めた政策協調の強化
- ◎ 日本海側の拠点都市機能を向上させるため、港湾や空港の機能強化に向けた一体性、統一性の確保に向けた検討

【メリット】

- ・効果的、効率的な管理運営・整備体制による迅速な各種施策の展開
- ・土地利用の迅速化、地域経済、産業の活性化

災害時・危機管理対策 (特別高度救助隊)

- 特別高度救助隊機能の新潟県全域への波及

現状及び課題

【現状】

- ◆ 消防組織法に基づいて、各市町村は単独または組合を構成して消防本部を設置し(県内19本部)、各地域の実情に応じた消防体制で、各管内の消防活動を実施
- ◆ 県内での大規模災害等には、広域消防相互応援協定により各消防本部が消防応援活動を実施
- ◆ 特別高度救助隊は、省令により政令市に1隊以上の配置が必要とされ、県内では新潟市消防局のみ配置(平成19年4月1日より1隊・15名を配置。通常時は一般災害に出動)

【課題】

- 常に新潟県全域の安全度を今以上に高めていく必要がある
- 特別高度救助隊が新潟市の指揮下にあるため、新潟市と新潟市域外で同時に重篤な災害等が生じた場合、全県域の被災規模・状況に応じた対応とならない場面が生じる恐れがある

論点及び課題解決に向けて想定される方向性

【論点①】

- 特別高度救助隊は、なぜ政令指定都市に置かれているのか
大都市災害だけを想定したものなのか
- 新潟市の内外に跨る大規模災害発生時における派遣のあり方
はどのように判断すべきか

【課題解決に向けて想定される方向性①】

- 特別高度救助隊の機能を新潟県全域へ効果的に波及させるため、大規模災害時等における、広域自治体による指揮命令(県災害対策本部と同様の仕組み等)なども視野に入れた新たな仕組みの検討

【メリット】

- ・県全域での災害等に対し、最も効果的な活動拠点への派遣が可能に

【デメリット】

- ・体制の整備には高額の資機材や特殊災害車等が必要

論点及び課題解決に向けて想定される方向性

【論点②】

- 中越大震災等における広域的な活動を鑑みた場合、特別高度救助隊はどのように配置するべきか
- 政令指定都市を有しない県については、特別高度救助隊が存在せず、災害時危機管理対応は万全と言えるのか

【課題解決に向けて想定される方向性②】

- ◎ 全国的な視点による特別高度救助隊の配置基準など、あるべき体制の検討
- ◎ 地域の実情に応じた柔軟な体制整備の実現(省令で決めることの是非や補助制度の見直し等)

【メリット】

- ・特別高度救助隊の偏在解消により、リダンダンシーを担保

【デメリット】

- ・体制の整備には高額な資機材や特殊災害車等が必要

都市基盤整備(まちづくり)

- 土地利用に係る権限のあり方

現状及び課題

【現状】

<都市計画>

- ◆ 新潟市は、新発田市の一部、聖籠町の全域とともに、新潟都市計画区域として定められている(国との同意付き協議により県が指定)
- ◆ 都市計画に係る権限は次のとおり

主な権限	新潟県決定	新潟市決定	備考
都市計画区域マスタープラン ※1	○		
区域区分(線引き) ※2	国同意付き協議	※3	二次一括法
その他の都市計画 ※4		県協議 ※5	一次一括法
用途地域		県協議	指定都市の特例

※1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める

※2 都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分すること

※3 二次一括法により政令市へ移譲予定

※4 国の利害に重大な関係がある都市計画(大臣同意付き協議)を除く

※5 一次一括法により「同意付き協議」から「協議」へ変更

- ◆ 政令市については、一括法施行以前に権限移譲が進んでおり、一括法の施行を受けて、広域的な観点から審議が必要な一部の都市計画を除き、さらに移譲が進むこととなる。
- ◆ 県が定める都市計画区域マスタープランや区域区分、その他の一部の都市計画については、基礎自治体間の広域調整や国同意など関係機関との協議により、手続きに時間を要する場合がある。

現状及び課題

【現状】

<農地の利用調整>

◆ 農地の利用に関する法律上の規定は次のとおり

項目	国	新潟県	新潟市
農用地等の確保等に関する基本指針	策定		
農業振興地域整備基本方針		国同意付き協議 ※1	
農業振興地域整備計画			策定 ※2
農用地利用計画の変更(農振除外)			県同意付き協議
農地転用許可	4ha超		4ha以下(2ha超は国協議) ※3

※1 一部国協議不要 ※2 農用地利用計画以外は県協議不要 以上、一次一括法により緩和

※3 条例による事務処理特例制度により県から市へ権限移譲済み

◆ 農用地区域を開発する場合(一時的な開発を除く)には、開発許可のほかに、農用地利用計画の変更(農振除外)と農地転用が必要となり、農振除外は、事前調整も含めると半年以上の不定の期間が必要

【課題】

- 県市間での事務処理に時間を要し、地域の実情に応じたまちづくりを、必要な際に、速やか、かつ主体的に進めることが困難
- 県と市が合意した権限配分を国が認めない状況

論点及び課題解決に向けて想定される方向性

【論点】

- そもそも、まちづくりに関する権限は、住民に近い基礎自治体が担うべきでないか
- 水田面積が日本一で、農業規模が大きい新潟市は県並みの権限を持ってもよいのではないか

【課題解決に向けて想定される方向性】

- ◎ まちづくりを主体的かつ迅速に進められるようにするため、土地利用権限の基礎自治体への移譲又は権限の一元化
- ◎ 広域自治体と基礎自治体との間において、全国一律の大都市特例によらず、柔軟な権限配分が行える仕組みの実現

【メリット】

- ・真に自主的、主体的なまちづくりの実現
- ・基礎自治体への権限移譲(一元化)に伴う迅速化

【デメリット】

- ・広域的な観点での基礎自治体間の調整が困難になる恐れ

住環境の整備

- 公営住宅の管理、運営のあり方

現状及び課題

【現状】

- ◆ 新潟市内には、市営住宅64団地、県営住宅15団地が立地
- ◆ 県営住宅15団地のうち、11団地は市有地を借地して建設されており、そのうち6団地は市営住宅に隣接
- ◆ 市営住宅と県営住宅の主な相違点
 - ・管理方式
 - ・申込、抽選方法
 - ・家賃減免方式
 - ・定期使用許可制度及び敷金徴収の有無
 - ・使用する住宅管理システム
- ◆ 新潟市外居住者であっても市営住宅への入居は可能
- ◆ 新潟市外の県営住宅は、事務処理の特例制度により、市町村が市町村営住宅と一体的に管理を実施

【課題】

- 県と市が独自の管理運営を行うことで、利用者の「利便性」や「わかりやすさ」が損なわれているのではないかと懸念されている
- 利用者は、県営・市営の区別なく「公営」として、一体的な管理を望んでいるのではないかと懸念されている

論点及び課題解決に向けて想定される方向性

【論点】

- 住民、自治体の双方にとって、効果的・効率的な公営住宅の管理・運営のあり方はどうあるべきか
- 新潟市へ権限移譲した場合でも、新潟市が指定管理者制度を導入できるようにできないか

【課題解決に向けて想定される方向性】

- 事務処理の特例制度の活用による新潟市への管理・運営の一元化
- ◎ 管理運営方式(指定管理方式)の制限の撤廃
→ 県から市町村への権限移譲の完全自由化

【メリット】

- ・利便性及びわかりやすさの向上
- ・費用面でスケールメリットの可能性

【デメリット】

- ・制度統一に伴う不利益発生の恐れ(家賃減免方式や定期使用許可制度の変更など)

2 将来の可能性及び参考資料

(1) 港湾・空港機能の強化

(2) 住環境の整備

港湾・空港機能の強化

- 港湾及び空港管理と利用促進のあり方

将来の可能性

【論点】

- 各種施策を個別に検討・推進するのではなく、機能強化に向けた一体的な検討・推進ができないか
- 産業施策やエネルギー施策なども併せて検討する必要はないか

【可能性】

- ◎ 交通、まちづくり、さらには産業、エネルギーなどの関連施策も絡めた総合的な推進ビジョンの具体化
- ◎ 新潟地域が一体となった推進体制の実現

**都市機能やまちの魅力の向上に伴う
新潟地域の総合力の強化**

参考1：港湾の管理状況

【全国の港湾管理者(広域自治体以外)】

管理形態	港湾管理者	港湾名
基礎自治体	室蘭市(室蘭港)、横浜市(横浜港)、川崎市(川崎港)、大阪市(大阪港)、神戸市(神戸港)、下関市(下関港)、北九州市(北九州港)、福岡市(博多港) ※国際戦略港湾及び国際拠点港湾のみ記載	
一部事務組合	苫小牧港管理組合(北海道・苫小牧市)	苫小牧港
	石狩湾新港管理組合(北海道・小樽市・石狩市)	石狩湾新港
	名古屋港管理組合(愛知県・名古屋市)	名古屋港
	四日市港管理組合(三重県・四日市市)	四日市港
	境港管理組合(鳥取県・島根県)	境港
	那覇港管理組合(沖縄県・那覇市・浦添市)	那覇港
港務局(ポートオーソリティ)	新居浜港務局	新居浜港

【港務局(ポートオーソリティ)】

- 港湾法に基づき、関係地方公共団体が単独又は共同で港湾管理者として設立する、営利を目的としない公法上の法人

新居浜港務局は、新居浜市が組織母体。港務局の施策を決定し、事務の運営を指導統制する「委員会」と、事務を処理するための「事務局」で構成。
委員会の委員は7名(市2名、学識経験者1名、旧管理者の推薦する者2名、荷主代表2名)

参考2：空港の管理状況

【全国の主な空港管理者】

- 空港は、空港法等により4種類の空港に分類され、さらに拠点空港は3つに分類される

分類		管理者	空港名
拠点空港 (※1)	会社管理空港(※2)	民間	成田国際、中部国際、関西国際
	国管理空港(※3)	国	新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、羽田、新潟、伊丹、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
	特定地方管理空港(※4)	地方公共団体	旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部
地方管理空港(※5)		地方公共団体	庄内、福島、佐渡、富山、松本、静岡、岡山など54箇所
その他の空港(コンピューター空港など)		国または地方公共団体	八尾、調布、名古屋など9箇所
共用空港(自衛隊などとの共用空港)		国	札幌、小松、美保、三沢など7箇所

- ※1 拠点空港 : 空港法第4条で定める、国際または国内航空輸送網の拠点となる空港
- ※2 会社管理空港 : 拠点空港のうち、会社が設置及び管理する空港
- ※3 国管理空港 : 拠点空港のうち、国が設置及び管理する空港
- ※4 特定地方管理空港 : 拠点空港のうち、国が設置し、地方公共団体が管理する空港
- ※5 地方管理空港 : 空港法第5条で定める、国際または国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港

住環境の整備

- 公営住宅の管理、運営のあり方

将来の可能性

【論点】

- 管理・運営の一元化が実現した際には、更なる効率化を実現できないか
- 新潟地域における公営住宅はどうあるべきか

【可能性】

- ◎ **ファシリティマネジメントを利用した総合的な管理・運営(コスト最小、効果最大)**
- ◎ **新潟地域の人口状況や居住状況等を踏まえた公営住宅環境の最適化**

参考1：新潟市内の県営住宅

団地名	住所	戸数	市有地借地	市営住宅隣接
早通南	新潟市北区	536		
早通北		658		
藤見町	新潟市東区	73	●	●
石山第一		140	●	●
石山第二		210	●	
文京町	新潟市中央区	80		
汐見台		155	●	
新町	新潟市秋葉区	30	●	
新栄町		60	●	●
新金沢町		66	●	●
小針	新潟市西区	18	●	
小針ヶ丘		18	●	●
小針西		36	●	
上新栄町		90		
割前	新潟市西蒲区	48	●	

参考2：県営住宅と市営住宅の比較

項目	県営住宅	市営住宅
管理	〔 管理代行方式 新潟県住宅供給公社 〕	〔 指定管理者方式 大成サービス・三愛ビル管理共同企業体 株式会社新潟ビルサービス 〕
申込	申込先：新潟県住宅供給公社 申込み時資格審査書類提出 郵送不可	申込先：万代白山サービスセンター 申込み時資格審査書類不要 郵送可
抽選	毎月抽選(1・2月を除く)・出席不要 団地・住戸別抽選	年5回抽選・要出席 地域別抽選
家賃減免	減額基準方式	生活保護基準方式
定期使用許可	定期使用許可制度なし	郊外を除き10年まで(※1) 10年以降は5年ごとに再契約(※2)
敷金徴収	入居時に3カ月分を徴収	敷金なし
住宅管理システム	双方で異なるシステムを使用	

※1 H21年度入居者より

※2 再契約時の契約者変更は、入居資格を有する者などに限定

参考3：新潟市内の公営住宅の入居状況(その1)

H23.3.31現在

新潟市営住宅全体	戸数		入居率		県営住宅全体 (新潟市内)	戸数		入居率	
		5,616		90.53%			2,218		88.82%

※戸数には、入居募集を行っていない政策空家、及び修繕を保留している長期・中期・短期空家を含む

団地		市営住宅		県営住宅		
		戸数	入居率	戸数	入居率	
北区	早通南			536	90.67%	
	早通北			658	91.95%	
	松浜町	316	77.85%			
	栄町	4	75.00%			
	法花鳥屋	12	83.33%			
小計		332	78.01%	1,194	91.37%	
東区	桃山町第1	351	96.01%			
	桃山町第2	48	95.83%			
	秋葉通	265	93.96%			
	藤見町			73	100.00%	
	藤見町第1	隣接	129	96.12%		
	藤見町第2		147	96.60%		
	新藤見	120	98.33%			
	中山	240	95.00%			
	物見山	58	55.17%			
	船江町	102	94.12%			
	石山	隣接	448	97.54%		
	石山第1				140	90.71%
	石山第2			210	91.90%	
	平和台	149	85.91%			
	松島	77	96.10%			
新石山	649	91.83%				
大山台	15	100.00%				
小計		2,798	93.71%	423	92.90%	

団地		市営住宅		県営住宅	
		戸数	入居率	戸数	入居率
中央区	文京町			80	92.50%
	汐見台			155	51.61%
	関屋大川前	75	96.00%		
	川岸町	24	95.83%		
	日和山	119	98.32%		
	稻荷町	127	99.21%		
	二葉町	23	95.65%		
	二葉町第2	24	100.00%		
	西湊町通1ノ町	58	93.10%		
	西湊町通2ノ町	48	95.83%		
	窪田町	39	92.31%		
	シルバーハウジング早川町	37	94.59%		
宮浦	61	95.08%			
明石	49	100.00%			
小計		684	96.78%	235	65.53%
江南区	曾野木	951	87.28%		
	亀田東町	4	75.00%		
	亀田大月	36	97.22%		
小計		991	87.59%		

参考3：新潟市内の公営住宅の入居状況(その2)

団地		市営住宅		県営住宅		
		戸数	入居率	戸数	入居率	
秋葉区	新町			30	96.67%	
	新津新栄町	隣接	128	96.09%	60	93.33%
	新金沢町	隣接	58	96.55%	66	92.42%
	新津田島		26	50.00%		
	中新田		27	100.00%		
	中野第1		16	68.75%		
	中野第2		6	33.33%		
	西島		26	96.15%		
	結		21	47.62%		
	天ヶ沢		37	0.00%		
	小須戸文京町		69	94.20%		
	小須戸新栄町		22	0.00%		
	小須戸本町		12	100.00%		
	小須戸大川前		17	82.35%		
小計		465	76.99%	156	93.59%	
南区	鯉潟		15	86.67%		
	戸頭		12	50.00%		
	菱潟		6	83.33%		
	新鯉潟		39	71.79%		
小計		72	72.22%			

団地		市営住宅		県営住宅		
		戸数	入居率	戸数	入居率	
西区	寺尾第3		8	50.00%		
	大野藤山		53	96.23%		
	内野駅前		29	96.55%		
	小針				18	83.33%
	小針ヶ丘	隣接			18	83.33%
	小針第1		54	98.15%		
	小針第2		69	100.00%		
	小針西				36	94.44%
	上新栄町				90	84.44%
	小計		213	96.24%	162	86.42%
西蒲区	巻1区第1		10	70.00%		
	天神町		19	100.00%		
	巻1区第2		1	100.00%		
	巻12区		2	100.00%		
	割前				48	95.83%
	巻13区第1		4	100.00%		
	巻13区第2		4	100.00%		
	巻13区第3		9	100.00%		
	赤館		5	100.00%		
前田		7	100.00%			
小計		61	95.08%	48	95.83%	

参考4:ファシリティマネジメント

【定義】

■ 企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動

業務用不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動

【期待される効果】

- 1) 不要な施設、不足な施設、不適切な施設の使われ方の施設が明らかになり、経営にとって最適なファシリティのあり方が示される
- 2) ファシリティの改革によって、経営の効率が最高度に向かう
- 3) 同時に、施設関連費用(施設投資・施設資産・ファシリティコスト)を最小に抑えることができる
- 4) 顧客、従業員その他のファシリティ利用者にとって快適・魅力的な施設を実現する
- 5) 省エネルギーを実現し、コスト低減とともに環境問題にとって効果的な解決手段となる